

条 例

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年七月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第五十一号

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和三十二年埼玉県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第二項第一号中「十万四千二百九十円」を「十万四千五百七十円」に改め、同項第二号中「五万六千六百円」を「五万六千七百九十円」に改め、同項第三号中「五万二千五百十円」を「五万二千二百九十円」に改め、同項第四号中「二万八千三百円」を「二万八千四百円」に改める。

附則第一条の三第七項中「第四条第三項第二号ただし書」を「第十三条の二第二項第一号ただし書」に改める。

附則第二条第五項中「第四条第二項第二号ただし書及び第三項第二号ただし書」を「第十三条の二第一項第一号ただし書及び第二項第一号ただし書」に改める。

別表学校医及び学校歯科医の補償基礎額の項中「五、九四三元」を「六、〇〇三元」に、「七、七二〇円」を「七、七七五円」に、「九、四〇〇円」を「九、四五〇円」に、「一〇、六五三元」を「一〇、七〇三元」に、「一一、五三八円」を「一一、五七三元」に、「一二、二八五円」を「一二、三一八円」に改め、同表学校薬剤師の補償基礎額の項中「五、〇二〇円」を「五、〇六八円」に、「六、〇四八円」を「六、〇五〇円」に、「六、八八〇円」を「六、七八三元」に、「八、〇七八円」を「七、九五〇円」に、「八、九九八円」を「八、八五〇円」に、「九、四七五円」を「九、三一一円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表学校薬剤師の補償基礎額の改正規定（「六、八八〇円」を「六、七八三元」に、「八、〇七八円」を「七、九五〇円」に、「八、九九八円」を「八、八五〇円」に、「九、四七五円」を「九、三一一円」に改める部分に限る。）は、平成二十七年八月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第七条の二第二項の規定は、平成二十七年四月一日以後に支給すべき

事由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、なお従前の例による。

3 改正後の別表（薬剤師としての経験年数が十年以上十五年未満、十五年以上二十年未満、二十年以上二十五年未満及び二十五年以上である学校薬剤師の補償基礎額に係る部分を除く。）の規定は、平成二十七年四月一日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

4 改正後の別表（薬剤師としての経験年数が十年以上十五年未満、十五年以上二十年未満、二十年以上二十五年未満及び二十五年以上である学校薬剤師の補償基礎額に係る部分に限る。）の規定は、平成二十七年八月一日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。